G_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
G_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02130
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02976
H_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの同意等額に相当する額
I_{15}＝0.015
I_{16}＝0.008
I_{17}＝0.000
I_{18}＝0.000
I_{19}＝0.000
I_{20}＝0.04761
J_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額
K_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01440
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01867
K_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01406
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877
L_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限

G_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042
G_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02134
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02981
H_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの同意等額に相当する額
I_{15}＝0.015
I_{16}＝0.008
I_{17}＝0.000
I_{18}＝0.000
I_{19}＝0.067
I_{20}＝0.04770
J_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額
K_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01441
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01869
K_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01408
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01880
L_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限